

# 第48期

## 定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始予定時刻午前9時）

場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号  
ロイヤルパインズホテル浦和  
4階『ロイヤルクラウンCルーム』

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

### 目次

株主の皆様へ .....	1
第48期定時株主総会招集ご通知 .....	2
株主総会参考書類 .....	4
[添付書類]	
事業報告 .....	8
連結計算書類 .....	22
計算書類 .....	25
監査報告書 .....	28

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせを次ページに記載しておりますので、事前にご覧ください。

**NITTOKU**

証券コード：6145

## 経営理念

世界的な視野に立ち  
ユーザーの期待を創造し  
最高の技術を提供する  
創造システムで社会に貢献

## 行動指針

集中と拡大  
価値ある創造への挑戦  
小さくともキラリと輝く  
存在感のある世界 NO.1 の企業へ



## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
当社、第48期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の報告書をお届けするにあたり、ここに事業活動の概況をご報告申し上げます。

今後も変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長

近藤進茂

### (新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ)

- 多くの株主の皆さまが集まる株主総会は集団感染のリスクがあります。  
当社では、当日の運営を以下のとおりとさせていただきますが、株主の皆さまにおかれましては、**感染予防のため「ご郵送での議決権行使」にご協力をお願い申し上げます。**
- 出席取締役、監査役及び運営係員等は、マスクを着用して対応させていただきます。
  - ご出席株主さまには、ご来場前のご自身での検温および体調のご確認をお願いいたします。
  - ご出席株主さまには、総会場でのマスクの着用、アルコール消毒液のご使用等、ご協力をお願いいたします。
  - 株主総会当日の議事は、平年よりも大幅に短縮して実施する予定です。
  - 株主総会終了後に開催を予定しておりました株主懇談会は中止とさせていただきます。
  - 本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、適宜ご確認いただきますようお願い申し上げます。 <https://www.nittoku.co.jp>

証券コード 6145  
2020年6月11日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目292番地1

**NITTOKU株式会社**

代表取締役社長 近藤進茂

## 第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお、新型コロナウイルス感染症の感染が未だに継続している状況下にありますので、感染予防策として株主の皆さまには、事前の書面による議決権のご行使をお願い申し上げます。**

**つきましては、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）の当社営業終了時間（午後5時30分）までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時  
（受付開始予定時刻午前9時）
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号  
ロイヤルパインズホテル浦和4階『ロイヤルクラウンCルーム』
3. 目的事項  
報告事項 1. 第48期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに  
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第48期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、各議案に対しての賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。
- (2) 株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。

## インターネット開示に関する事項

本招集通知に記載のない下記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「個別注記表」

従って、本招集通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

### 当社ウェブサイト

<https://www.nittoku.co.jp>

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約等の理由により本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nittoku.co.jp>）において掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループでは、将来にわたり収益の向上を通して株主の皆様へ利益還元のできる基盤を確立していくことを目指しております。配当金につきましては、業績に裏づけされた成果の配分を行うものである一方、事業の継続的な発展、内部留保の充実により安定した配当を続けることで、ステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を維持することも重要であると考えております。

以上のような方針を踏まえ、剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき15円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき30円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金15円 配当総額271,013,340円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

## 第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役杉本進司、松尾貢及び宇佐見昇の各氏は任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	すぎもと しんじ 杉本進司 (1957年10月5日生)	2000年3月 当社入社 2008年9月 当社製造本部技術開発部長 2009年5月 当社技術本部副本部長兼技術管理課長 2010年4月 当社技術本部副本部長兼技術管理課長兼 福岡TCセンター長兼福井TCセンター長 2011年4月 当社技術本部長兼福岡TCセンター長兼 福井TCセンター長 2012年4月 当社生産本部副本部長 2012年6月 当社取締役(現任) 2013年10月 当社生産管理部長 2015年4月 執行役員(現任) 当社技術開発本部長(現任) 2017年6月 当社長崎事業所技術統括部長 2017年10月 当社浦和技術開発センター長 2018年4月 当社モーター研究室長(現任)	13,600株
2	まつお みつぐ 松尾貢 (1952年2月22日生)	1975年4月 山一証券株式会社入社 1980年8月 株式会社アマダ入社 2000年10月 長崎県庁入庁 2006年4月 同庁企業振興・立地推進本部長 2010年6月 財団法人長崎県産業振興財団理事長 2014年6月 当社社外取締役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	うさみのぼる 宇佐見昇 (1951年10月7日生)	1975年3月 株式会社安川電機製作所 (現株式会社安川電機) 入社 2004年3月 同社人事総務部長 2004年6月 同社取締役 人事総務部長 2006年3月 同社取締役 C S R 担当 ビジネスシステム改革本部長 2008年3月 同社取締役 モーションコントロール事業 部副事業部長兼モーションコントロール事 業部営業統括部長 2009年3月 同社取締役 アジア統括 モーションコントロール事業部長兼営業統 括本部営業担当兼東京支社長 2011年3月 同社常務取締役 管理統括 C S R 担当 監査室長 2012年3月 同社常務取締役 管理統括 C S R 担当 百周年事業室長 2012年6月 北九州福祉サービス株式会社 代表取締役会長 (現任) 2013年3月 株式会社安川電機代表取締役副社長 百周年事業室長 2013年6月 同社代表取締役副社長 管理・調達管掌 百周年事業室長 2014年3月 同社代表取締役副社長 調達担当 百周年事業室長 2016年3月 同社取締役 2016年6月 同社顧問 (現任) 2017年6月 公益財団法人 北九州活性化協議会会長 (現任) 2018年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年3月 厚木開発株式会社取締役 (現任)	一株

- (注) 1 当社は、宇佐見昇氏が顧問を務める株式会社安川電機との間には、同社製品の仕入及び当社製品の販売の取引があります。同氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。なお、その他の取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。
- 3 松尾貢及び宇佐見昇の両氏は社外取締役候補者であります。  
 なお、松尾貢氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 4 松尾貢氏につきましては、当社と同様の形態であるグローバル展開を重視する上場設備メーカーで海外販売等を経験され、当社を取り巻く事業環境に精通されています。その後、長崎県庁に入庁し、行政側から企業への技術研究開発の支援、販路・取引拡大支援、ベンチャー企業創出などを行う財団法人長崎県産業振興財団の理事長を経験しており、民間の立場、公的な立場から法令も踏まえた客観性、独立性のある視点をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。同氏の取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
- 5 宇佐見昇氏につきましては、FA設備市場でグローバル展開を行う株式会社安川電機の常務取締役、代表取締役副社長を務められ、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。同氏の取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- 6 当社は、松尾貢及び宇佐見昇の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が取締役に再任した場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※ ひらおか えいじ 平岡 栄治 (1963年12月23日生)	1987年4月 三洋証券株式会社入社 1993年4月 株式会社三洋経済研究所出向 1997年10月 株式会社一吉経済研究所 (現株式会社いちよし経済研究所) 入社 1999年3月 THK株式会社入社 2015年5月 同社社長室部長兼AMC企画部長兼L&S統合推進 室副室長 2015年9月 株式会社オフィス平岡代表取締役(現任)	一 株

(注) 1 ※新任の補欠監査役候補者であります。

2 補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

3 平岡栄治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識を有しております。監査の重要性が増してきており、経営者としての経験、見識を経営全般の監査に反映していただけると判断いたしました。

4 平岡栄治氏の選任が承認されて社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以 上

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの経営環境は、米中貿易摩擦の影響によりグローバルで設備投資に慎重な姿勢が続きました。特に、第4四半期には新型コロナウイルス感染症の拡大があり、短期間でグローバルの生産活動や消費活動を冷え込ませ、未曾有といえる規模の経済停滞を招くこととなりました。

当社グループの経営戦略としては、SDGs(持続可能な開発目標)の主要課題である環境対策のキーデバイスとなるコイルやモータを生産する自動化設備の開発、製造がその基軸となりますが、上記の経済停滞により当社顧客に関連するハードやデバイスの開発活動の時間軸が喪失し、引き合いも一部を除き中断となりました。

このような経営環境のもと、受注済み案件の生産を行いました。一部は、人の移動制限により出荷前検査ができないなどの理由から、売上に至らないものもありました。

これらの結果、売上高は274億92百万円(前期比13.6%減)、営業利益は24億84百万円(前期比35.4%減)、経常利益は26億68百万円(前期比32.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は21億20百万円(前期比25.8%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### (ワインディングシステム&メカトロニクス事業)

当連結会計年度の収益は、前述の米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け設備需要が停滞したことにより電子部品関連コイル向け、車載モータ向けをはじめ全般に低迷しました。

これらの結果、全売上高の約95%を占めるワインディングシステム&メカトロニクス事業におきましては、連結売上高は260億87百万円(前期比15.5%減)、セグメント利益(営業利益)は32億53百万円(前期比31.1%減)となりました。なお、当社個別ベースでの受注高は178億42百万円(前期比23.4%減)、売上高は215億10百万円(前期比17.9%減)、当期末の受注残高は101億94百万円(前期比26.5%減)となりました。

(非接触ＩＣタグ・カード事業)

当連結会計年度では、ＩＣカード普及に向けた需要により受注並びに売上が増加しました。

これらの結果、非接触ＩＣタグ・カード事業におきましては、連結売上高は14億4百万円（前期比44.2%増）、セグメント利益（営業利益）は3億66百万円（前期比206.5%増）となりました。なお、当社個別ベースでの受注高は22億93百万円（前期比124.8%増）、売上高は14億4百万円（前期比44.2%増）、当期末の受注残高は11億20百万円（前期比382.3%増）となりました。

(事業別売上高)

セグメントの名称	売上高	構成比
	百万円	%
ワインディングシステム & メカトロニクス事業	26,087	94.9
非接触ＩＣタグ・カード事業	1,404	5.1
合計	27,492	100.0

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は28億15百万円であります。

主な投資は、福島事業所増設15億81百万円、R F I D生産設備2億89百万円、本社改修2億29百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

特にありません。

## (4) 対処すべき課題

近時の状況として当社グループでは、取引先の方々及び社員、そのご家族をはじめ社会の安全を第一に考え、さらなる感染の拡大を防ぎ、新型コロナウイルス感染症の収束に向けWHO並びに各国行政の指針を踏まえて感染防止策を適宜講じ、徹底します。

また事業面に目を移すと、平常時の社会環境であれば世界規模で積極的に進められるであろうSDGs(持続可能な開発目標)に含まれる、環境保護や生活の質の向上、生産の省人化・無人化といった当社グループの主力製品である精密F Aラインに対する投資は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞が続いている状況にあり、多くの国が感染収束とのバランスを探りながら、経済活動を再開させていくものと考えられますが、その時期について目処は立っていません。

当社グループではこうした状況下でも可能な範囲で営業活動を展開し、着実に受注を確保しながら開発、製造を進めています。また、当社グループの事業は『人』基軸で、特に開発、製造に携わる社員の技術が重要な資源であるため、人材を維持しながら人件費以外の固定費の削減に努め、収益とキャッシュフローの確保を図ります。なお、経済活動規制の長期化や受注が大きく減少するなどともなうキャッシュにかかる緊急時の資金調達は、その概要についてすでに金融機関との間で合意を得ています。

以上のように当面は、可能な範囲での受注・生産活動に注力し、各国の経済活動の再開、企業活動の再開に対応できる体制の維持を図ることで、スピーディーな業績回復を目指します。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年3月期 第45期	2018年3月期 第46期	2019年3月期 第47期	2020年3月期 第48期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	23,283,753	30,691,962	31,835,923	27,492,121
営業利益 (千円)	2,873,053	4,020,326	3,848,589	2,484,270
経常利益 (千円)	2,994,744	4,061,317	3,921,610	2,668,133
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	2,229,534	3,201,068	2,856,097	2,120,498
1株当たり当期純利益 (円)	123.40	177.17	158.08	117.36
総資産 (千円)	33,695,098	37,585,767	38,728,315	37,594,479
純資産 (千円)	23,006,049	26,284,352	28,227,263	29,359,174

- (注) 1 当連結会計年度の業績変動については、(1) 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。  
 2 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。  
 3 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第47期の期首から適用しており、第46期に係る金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

① 主な子会社は下記のとおりであります。

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
日特コーセイ株式会社	10,000千円	100.0%	自動供給排出装置 製造・販売
NITTOKU ENGINEERING(SUZHOUCO., LTD. (中国)	700,000千円	100.0%	自動巻線機及び F A 設備製造・販売
NITTOKU ENGINEERING(SHENZHEN)CO., LTD. (中国)	1,231千US\$	100.0%	自動巻線機及び F A 設備製造・販売
NITTOKU EUROPE GmbH. (オーストリア)	4,400千€	100.0%	自動巻線機及び F A 設備製造・販売
NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	1,555千SGP\$	100.0%	自動巻線機及び F A 設備販売

- (注) 1 上記は、会社の資本金、売上高及び総資産等の基準により選定しております。  
 2 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### ② 企業結合の成果

当連結会計年度の連結子会社は、上記①記載の5社を含む13社であります。

当連結会計年度の売上高は274億92百万円（前期比13.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億20百万円（前期比25.8%減）となりました。

## (7) 主要な事業内容

	事業の内容
ワイディングシステム & メカトロニクス事業	自動車、通信機器、家電用、産業用のコイル、モータ生産向け自動巻線機、自動巻線ライン設備のほか、フィルム・ワイヤ等の巻取り・搬送設備、コネクタ・機構部品・電子デバイス等のFA設備の製造、販売及び保守サービス事業
非接触ICタグ・カード事業	埋め込み方式アンテナ巻線及びICチップモジュール継線によるICタグ・カード事業及びカード用インレットの製造並びに販売事業

## (8) 主要な営業所及び工場

企業集団の名称	主な営業所等	所在地
N I T T O K U 株 式 会 社	本社	埼玉県さいたま市大宮区
	東京営業所	(同上)
	東京技術開発センター	(同上)
	福島事業所	福島県福島市
	福島営業所	(同上)
	長崎事業所	長崎県大村市
	九州営業所	(同上)
	名古屋営業所	愛知県名古屋市名東区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
	四国テクニカルセンター	愛媛県松山市
	モーター研究室	岐阜県中津川市
日 特 コ ー セ イ 株 式 会 社	本社	福島県伊達郡国見町
	福島生産事業所	(同上)
	山形生産事業所	山形県東田川郡庄内町
	福島加工事業所	福島県福島市
	伊達加工事業所	福島県伊達市
NITTOKU ENGINEERING(SUZHOU)CO., LTD.	本社・工場	中華人民共和国江蘇省蘇州市
NITTOKU ENGINEERING(SHENZHEN)CO., LTD.	本社・工場	中華人民共和国広東省深圳市
NITTOKU EUROPE GmbH.	本社・工場	St. Veit an der Glan, Austria
NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.	本社	Tiong Bahru Industrial Estate, Singapore

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
837名	44名増

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 上記従業員のほかにパートタイマー及び嘱託契約社員141名を雇用しております。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
448名	26名増	38.8歳	13.0年

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 上記従業員のほかにパートタイマー及び嘱託契約社員56名を雇用しております。

## (10) 主要な借入先

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 18,098,923株 |
| (3) 株主数      | 5,619名      |
| (4) 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,602,800	19.9
S M C 株 式 会 社	1,285,500	7.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	968,500	5.4
株 式 会 社 東 京 ウ エ ル ズ	616,300	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	532,300	2.9
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	522,100	2.9
大 黒 電 線 株 式 会 社	458,294	2.5
株 式 会 社 安 川 電 機	450,008	2.5
N I T T O K U 共 栄 会	440,900	2.4
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	374,500	2.1

(注) 持株比率は自己株31,367株を除いて計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	近 藤 進 茂	
専 務 取 締 役	久 能 均	生産本部長 日特コーセイ株式会社代表取締役社長
取 締 役	杉 本 進 司	技術開発本部長、東京技術開発センター長、モーター研究室長
取 締 役	松 尾 貢	
取 締 役	宇佐見 昇	株式会社安川電機顧問、北九州福祉サービス株式会社代表取締役会長、公益財団法人北九州活性化協議会会長、厚木開発株式会社取締役
常 勤 監 査 役	尾 崎 久 紀	
監 査 役	山 下 功 一 郎	弁護士
監 査 役	池 田 富 至	池田富至税理士事務所代表

- (注) 1 取締役松尾貢及び宇佐見昇の両氏は社外取締役であります。なお、当社は松尾貢氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役山下功一郎及び池田富至の両氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 監査役山下功一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 監査役池田富至氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 当事業年度中の会社役員の異動は次のとおりであります。
- ・監査役有賀茂夫氏は、2019年6月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
  - ・監査役池田富至氏は、2019年6月26日開催の第47期定時株主総会において選任され就任いたしました。

6 当事業年度末日後に生じた取締役の担当又は重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	担当又は重要な兼職の状況		異 動 年 月 日
	変 更 後	変 更 前	
近 藤 進 茂	グローバル営業本部長 NITTOKU AMERICA INC. CEO	—	2020年4月1日
久 能 均	代表取締役専務 生産本部長 兼日特コーセイ(株)代表 取締役社長	専務取締役 生産本部長 兼日特コーセイ(株)代表 取締役社長	2020年4月1日
杉 本 進 司	技術開発本部長 モーター研究室長	技術開発本部長 東京技術開発センター長 モーター研究室長	2020年4月1日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 数		支 給 額	
取 締 役	5 名	(うち社外) 2 名	149,076 千円	(うち社外) 10,608 千円
監 査 役	4 名	(うち社外) 3 名	19,271 千円	(うち社外) 8,018 千円
計	9 名	(うち社外) 5 名	168,347 千円	(うち社外) 18,626 千円

- (注) 1 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円であります。  
 (2008年6月26日開催の第36期定時株主総会決議)  
 3 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額35,000千円であります。  
 (2008年6月26日開催の第36期定時株主総会決議)

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役宇佐見昇氏は株式会社安川電機顧問、北九州福祉サービス株式会社代表取締役会長、公益財団法人北九州活性化協議会会長、厚木開発株式会社取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社安川電機との間には、同社製品の仕入及び当社製品の販売の取引がありますが、北九州福祉サービス株式会社、公益財団法人北九州活性化協議会、厚木開発株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役池田富至氏は池田富至税理士事務所代表を兼務しております。なお、当社と池田富至税理士事務所との間には特別な関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

氏名	当社の職務	主な活動状況
松尾 貢	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
宇佐見 昇	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
山下 功一郎	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査役会13回中13回に出席し、法令等の幅広い観点から発言を行っております。
池田 富至	社外監査役	社外監査役就任後に開催された取締役会11回中11回、監査役会10回中10回に出席し、会計等の幅広い観点から発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

37,000千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37,000千円

(注) 1 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を得て行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 子会社の監査に関する事項

以下の当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

NITTOKU ENGINEERING(SUZHOU)CO., LTD.

NITTOKU ENGINEERING(SHENZHEN)CO., LTD.

NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任することができます。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定めております。

#### ① 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、N I T T O K U株式会社行動憲章、役員規程及び取締役会規則に従い常に公正適切な運営を図ることとし、月1度及び必要に応じ随時開催される取締役会での審議を通じて他の取締役の職務執行に関する監督、監視を行うとともに、弁護士等外部専門家起用等により法令定款違反行為等を未然に防止するものとする。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為等を発見した場合は直ちに監査役（会）及び取締役会に報告しその是正を図る。

監査役は、監査役会規則及び監査基準に従い取締役の職務執行に対する監査を行うこととし、経営機能に対する監督強化を図る。

#### ② 当社及び当社グループの従業員の職務執行が法定及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、権限規程、職務分掌規程に従い相互牽制のもと職務の執行を行い、内部監査部門が内部監査規程に基づきその執行の監査を行うことにより、業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性の確保を図る。

また、リスク管理委員会においては、当社グループ内におけるコンプライアンス上の問題点についても絶えず留意し、スピーディーに対応できる体制を構築する。

#### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切且つ確実に保存・管理することとし、取締役の職務の執行に関する重要な文書については最低10年間は閲覧可能な状態を維持する。

#### ④当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理は、各業務部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行いリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、定期的にその状況を取締役に報告する他、経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識評価しリスクへの適切な対応を図るものとする。なお、災害及び障害、品質及び輸出管理等に係る個々のリスクについては諸規程を整備し、それぞれに管理責任者を配置してこれにあたり、必要に応じて研修を行う。

不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し適切且つ迅速な対応を図るための統一的な管理体制を整え、損害を最小限にとどめることに努める。

#### ⑤当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全般的な目標を定め、執行役員はその目標達成のために担当する部門において必要な戦略や施策あるいはルールを定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし改善を促進することを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。また、職務遂行上の責任と権限は「職務権限規程」に定め、責任の明確化と意思決定の効率化と迅速化を図る。

#### ⑥当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社とグループ会社の役員及び従業員は、N I T T O K U株式会社行動憲章を遵守するとともに、各グループ会社の実情にあわせた諸規程を定めこれを遵守する。

当社におけるグループ会社の経営管理は、関係会社管理規程に従って行い、経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行なわれる体制を構築する。また、必要に応じモニタリング及び当社内部監査部門による計画的な内部監査を実施し、法令違反その他のコンプライアンスに係る重要な事項が発見された場合は監査役（会）に報告する。

各グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査部門又はリスク管理委員会又は監査役（会）に報告を行う。内部監査部門又はリスク管理委員会が報告を受けた場合は、これを監査役（会）に報告する。監査役は改善策の策定を求められることができるものとする。

#### ⑦財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制を構築する。

**⑧監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役補助者として、必要な専門知識を有する者を配置する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとし、その者の評価・処遇の決定は監査役会の同意を得ることとして取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、すみやかに監査費用の前払い又は償還の手續に応じるものとする。

**⑨取締役及び従業員が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

監査役は、取締役会のみならず執行役員会等の重要な会議に出席し、報告を受けるとともに、意見を述べる機会を確保する。同時に、監査の実効性を確保するため、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役会が都度報告を受ける体制を整備することとする。また、監査役は、代表取締役、執行役員、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、同時に関係部署の調査、重要文書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立する。一方、当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員は、業務執行に関して監査役へ報告すべき事項は、速やかに適切な報告を行う体制を構築する。また、当該報告を理由に不利益な扱いを行うことを禁止する旨を当社及び当社グループ会社の従業員に周知する。

**(2) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

グループ共通の遵守行動指針のもと、社長朝礼や諸会議を通じて、経営理念の浸透や法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、有効な内部通報体制の整備や監査役及び内部監査部門による監査及び部門内勉強会によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

リスク管理体制につきましては、リスク管理委員会を設置し、各部門で収集されたリスク情報が、すみやかにリスク管理委員長に集約され、毎月取締役会に報告し、その情報をもとに、迅速かつ適切な対応が取れるよう努めております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>24,625,586</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,599,390</b>
現金及び預金	10,264,802	支払手形及び買掛金	1,464,017
受取手形及び売掛金	6,534,039	電子記録債務	2,889,566
電子記録債権	533,105	未払法人税等	91,071
有価証券	200,055	賞与引当金	451,039
仕掛品	4,808,056	その他	2,703,693
原材料及び貯蔵品	1,197,689	<b>固 定 負 債</b>	<b>635,914</b>
その他	1,215,495	退職給付に係る負債	134,382
貸倒引当金	△127,656	繰延税金負債	31,283
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,968,892</b>	その他	470,248
<b>(有 形 固 定 資 産)</b>	<b>(9,396,653)</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,235,305</b>
建物及び構築物	4,828,497	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
機械装置及び運搬具	781,280	<b>株 主 資 本</b>	<b>28,582,379</b>
土地	2,812,027	(資本金)	(6,884,928)
その他	974,848	(資本剰余金)	(2,535,775)
<b>(無 形 固 定 資 産)</b>	<b>(193,670)</b>	(利益剰余金)	(19,187,343)
その他	193,670	(自己株式)	(△25,668)
<b>(投 資 そ の 他 の 資 産)</b>	<b>(3,378,569)</b>	その他の包括利益累計額	608,974
投資有価証券	2,204,366	(その他有価証券評価差額金)	(469,184)
繰延税金資産	26,216	(為替換算調整勘定)	(122,522)
その他	1,147,986	(退職給付に係る調整累計額)	(17,267)
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>167,820</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>29,359,174</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>37,594,479</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>37,594,479</b>

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		27,492,121
売上原価		20,498,225
売上総利益		6,993,896
販売費及び一般管理費		4,509,626
営業利益		2,484,270
営業外収益		202,756
受取利息	27,182	
受取配当金	48,554	
為替差益	57,161	
その他の	69,857	
営業外費用		18,893
支払利息	4,015	
債権売却損	3,743	
減価償却費	4,011	
固定資産除却損	6,061	
その他の	1,061	
経常利益		2,668,133
特別利益		212,784
補助金収入	212,784	
特別損失		116,553
投資有価証券売却損	59,392	
投資有価証券評価損	57,160	
税金等調整前当期純利益		2,764,364
法人税、住民税及び事業税	581,797	
法人税等調整額	29,109	610,906
当期純利益		2,153,457
非支配株主に帰属する当期純利益		32,958
親会社株主に帰属する当期純利益		2,120,498

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,884,928	2,535,775	17,608,874	△25,341	27,004,236
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△542,029		△542,029
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,120,498		2,120,498
自己株式の取得				△326	△326
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,578,469	△326	1,578,142
当 期 末 残 高	6,884,928	2,535,775	19,187,343	△25,668	28,582,379

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	594,710	460,029	24,553	1,079,293	143,733	28,227,263
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△542,029
親会社株主に帰属 する当期純利益						2,120,498
自己株式の取得						△326
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△125,526	△337,507	△7,285	△470,319	24,087	△446,231
当 期 変 動 額 合 計	△125,526	△337,507	△7,285	△470,319	24,087	1,131,910
当 期 末 残 高	469,184	122,522	17,267	608,974	167,820	29,359,174

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,337,433</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,470,785</b>
現金及び預金	5,365,494	支払手形	393,075
受取手形	270,681	買掛金	874,401
売掛金	5,598,781	電子記録債権	2,889,566
電子記録債権	529,448	未払金	947,716
有価証券	200,055	前受金	766,005
仕掛品	3,639,050	賞与引当金	337,752
原材料及び貯蔵品	773,377	その他の	262,267
未収消費税等	572,200	<b>固定負債</b>	<b>386,661</b>
その他の	502,322	長期未払金	194,261
貸倒引当金	△113,980	退職給付引当金	153,486
<b>固定資産</b>	<b>12,607,643</b>	その他の	38,914
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(7,906,361)</b>		
建物	4,189,049	<b>負債合計</b>	<b>6,857,447</b>
構築物	154,446		
機械装置	493,914	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	10,986	<b>株主資本</b>	<b>22,618,444</b>
工具・器具・備品	262,104	(資本金)	(6,884,928)
土地	2,552,247	(資本剰余金)	(2,542,635)
建設仮勘定	243,611	資本準備金	2,542,635
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(153,635)</b>	(利益剰余金)	(13,216,549)
ソフトウェア	63,392	利益準備金	202,780
その他の	90,242	その他利益剰余金	13,013,768
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(4,547,646)</b>	別途積立金	2,200,000
投資有価証券	1,943,483	繰越利益剰余金	10,813,768
関係会社株式	677,520	<b>(自己株式)</b>	<b>(△25,668)</b>
関係会社出資金	787,497	評価・換算差額等	469,184
関係会社長期貸付金	54,415	(その他有価証券評価差額金)	(469,184)
保険積立金	839,329		
繰延税金資産	24,700	<b>純資産合計</b>	<b>23,087,629</b>
その他の	220,699	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>29,945,076</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,945,076</b>		

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		22,914,945
売上原価		17,708,007
売上総利益		5,206,937
販売費及び一般管理費		3,739,309
営業利益		1,467,628
営業外収益		74,580
受取利息及び配当金	41,065	
その他	33,514	
営業外費用		24,867
債権売却損	3,698	
固定資産除却損	5,503	
為替差損	10,962	
その他	4,702	
経常利益		1,517,341
特別利益		285,994
貸倒引当金戻入額	73,210	
補助金収入	212,784	
特別損失		133,646
投資有価証券売却損	59,392	
関係会社株式評価損	74,253	
税引前当期純利益		1,669,690
法人税、住民税及び事業税	324,297	
法人税等調整額	24,155	348,452
当期純利益		1,321,237

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	6,884,928	2,542,635	2,542,635
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	6,884,928	2,542,635	2,542,635

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
別途積立金		繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	202,780	2,200,000	10,034,560	12,437,340	△25,341	21,839,563
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△542,029	△542,029		△542,029
当期純利益			1,321,237	1,321,237		1,321,237
自己株式の取得					△326	△326
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	779,208	779,208	△326	778,881
当 期 末 残 高	202,780	2,200,000	10,813,768	13,216,549	△25,668	22,618,444

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高		613,829	22,453,392
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△542,029
当期純利益			1,321,237
自己株式の取得			△326
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△144,644	△144,644	△144,644
当 期 変 動 額 合 計	△144,644	△144,644	634,236
当 期 末 残 高	469,184	469,184	23,087,629

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

N I T T O K U株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 日下靖規 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村彰夫 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、N I T T O K U株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N I T T O K U株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

N I T T O K U株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 日下靖規 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村彰夫 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、N I T T O K U株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

N I T T O K U株式会社 監査役会

常勤監査役	尾 崎 久 紀	㊟
社外監査役	山 下 功 一 郎	㊟
社外監査役	池 田 富 至	㊟

以 上



## 定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号  
 ロイヤルパインズホテル浦和  
 4階『ロイヤルクラウンCルーム』  
 電話 048 (827) 1111



(交通) JR浦和駅 (高崎線、宇都宮線、京浜東北線、湘南新宿ライン) アトレ北口 徒歩5分  
 JR浦和駅 (高崎線、宇都宮線、京浜東北線、湘南新宿ライン) 西口 徒歩7分